第３章　計画の基本理念と基本目標

第１節　基本理念

前計画においては、「個人を尊重し、人と人がつながり、住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるまちづくり」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの構築・深化・推進を行ってきました。

また、令和６（2024）年度は立川市のまちづくりの基本指針である「立川市第４次長期総合計画後期基本計画」の最終年度となりますが、福祉・保健分野の都市像として、「ともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち」を掲げ、その実現を目指しており、本計画でも引き続き立川市の地域包括ケアシステムの構築・深化・推進を行い、さらにその先の安定、定着を目指し、高齢者を含むすべての人が暮らしやすい「立川市」となるよう、また、市民にわかりやすい言葉を選び「個人の尊厳を大切にし、人と人がつながり、住み慣れた立川で、その人らしい生活ができるまちづくり」を基本理念に掲げます。

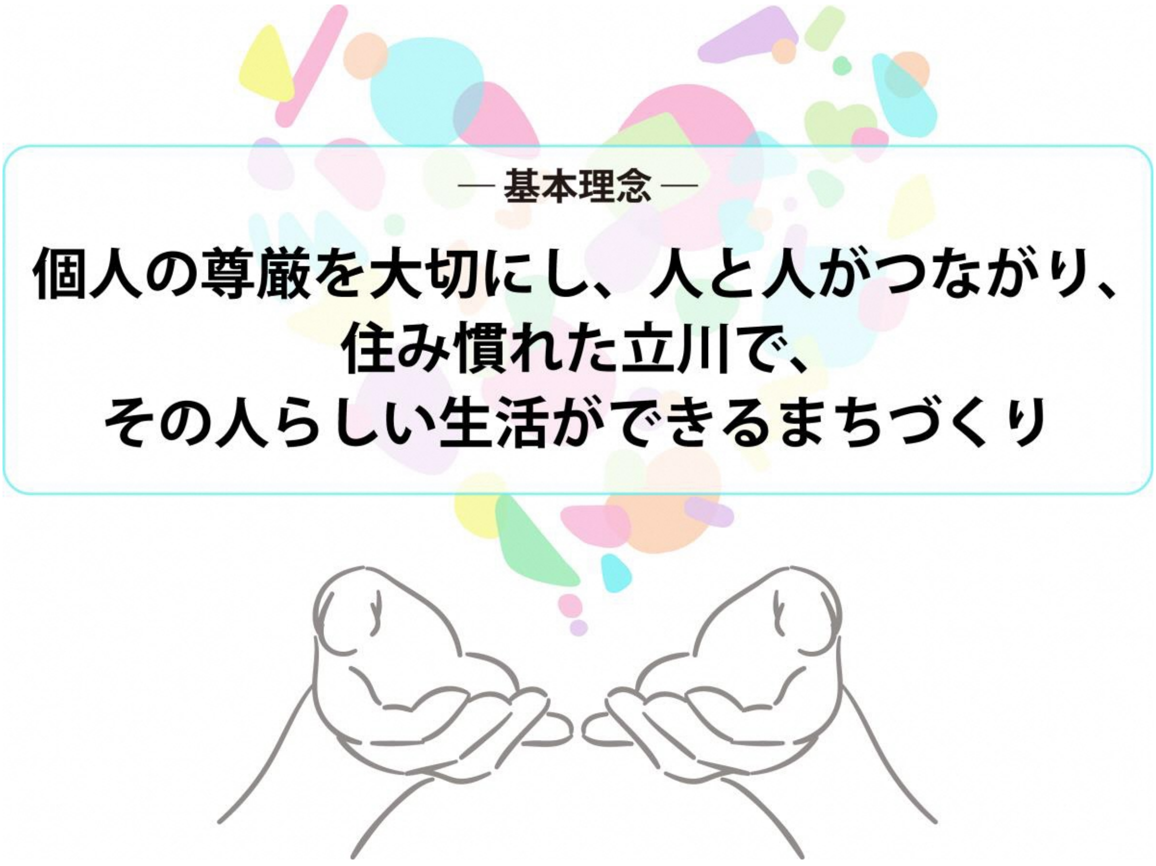

本計画の基本理念には、本市の地域包括ケアシステムのあり方である、「認知症になっても、要介護状態になっても、最期まで立川市に住み続ける」ことを強調し、前計画の「住み慣れた地域で」から「住み慣れた立川で」に変更しました。さらに、認知症や要介護状態になった場合に、立川市に移り住みたいと思ってもらえるようなまちづくりを推進していきます。

同時に、高齢期を迎える準備として介護予防・フレイル*予防に早期に取り組むことで健康寿命の延伸につなげるとともに、要介護状態になっても重度化を防止することで自立した生活を送ることができるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（葉）を進めていきます。

この立川市で最期まで住み続けていくために、高齢者の権利擁護・意思決定が尊重され、自身の人生設計に向き合うことができるよう（皿）、地域包括支援センターを地域の福祉拠点とし、地域ケア推進会議*（葉）を活用しながら展開していきます。

地域とゆるやかなつながりを持ち続けながら、安心して暮らしていけるよう、生活支援・介護予防サービスの基盤整備（土）を推進し、居住安定のため（鉢）に関係機関との連携、さらに、在宅医療・介護連携の推進（葉）を強化します。

地域包括ケアシステムの捉え方

地域包括ケアシステムの構築・深化推進の実現に必要な６つの要素

① 権利擁護（皿）
② 住まい・住まい方（鉢）
③ 介護予防・生活支援（土）
④ 医療・看護（葉）
⑤ 介護・リハビリ（葉）
⑥ 保健・福祉（葉）

資料：三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成 27 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016 年

第２節　立川市の地域包括ケアシステム

高齢者を取り巻く状況は変化を続け、増加する認知症高齢者への対応、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加など、さまざまな課題が年々顕在化してきており、本計画期間中には、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる令和７（2025）年を迎えます。

しかしながら、令和７（2025）年はあくまで対応すべき課題の出発点であり、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年に向けて急増かつ変化していくニーズへの対応が求められています。

この令和 22（2040）年を見据えて前計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、地域の様々な主体が連携し、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築・深化・推進を行ってきました。

地域包括ケアのイメージ

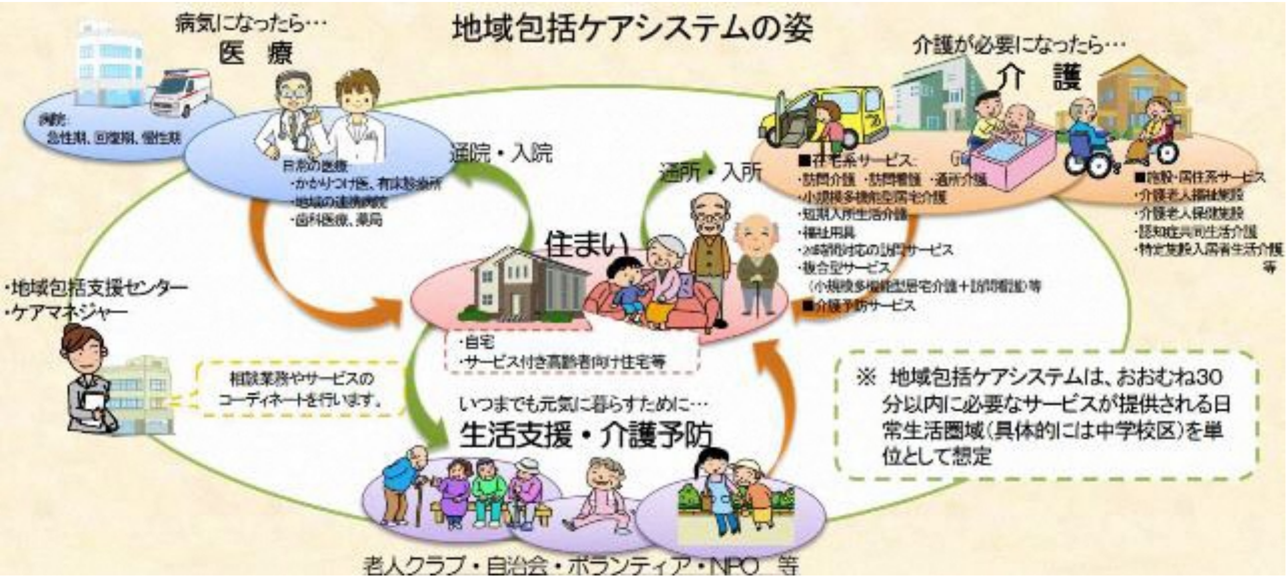

資料：厚生労働省ＨＰ地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進するためには、高齢者が生きがいを持って安心して暮らすために、高齢者の生活の基盤となる住まいの確保や、高齢者が地域社会の一員としてさまざまな活動に参加できる環境づくりを行い、高齢者本人や家族がどのように生活するか主体的に選択できるように、介護、医療、日常生活支援、介護予防や自立支援・重度化防止などを担うサービスを、個々の課題に合わせて適切に提供する仕組みづくりが必要となります。

本市では、市内６つの日常生活圏域おける地域包括支援センター等を拠点とし、地域における相談体制の充実、健康体操などの介護予防活動、ボランティアなどの住民を主体とした活動への支援、各関係機関との連携による介護と在宅医療の連携などを推進してきました。その結果、各関係機関との連携や地域住民を主体とした活動は着実に広がりを見せています。

しかしながら、令和22（2040）年に向けて生産年齢人口が減少し、社会経済を支える層が薄くなっていくことに伴い、高齢者等の福祉サービスを提供する担い手も不足し、これまでのようなサービスの提供体制を維持していくことが困難になることが予想されます。

また、急速な高齢化の進展に伴い認知症高齢者が増加しており、認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を図るため、常に認知症の人の立場に立ち、認知症の人とその家族の意向を尊重することが必要です。認知症に関する理解が深められ、「認知症になっても、要介護状態になっても、最期まで立川市に住み続ける」ことができ、認知症の人が地域において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することが妨げられないようにしなければなりません。

そのため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」を目指し、「包括的支援体制の構築」が重要となります。

第３節　基本目標

基本理念の実現に向けて、次の４つの基本目標を掲げ、本市が取り組む施策の方向を示します。

また、高齢者だけでなく、プレシニア（50 歳～64 歳）や若者世代（小学生以上）に、その基本理念が行き届くよう取組を推進します。

基本目標１　自らの人生設計を全うできるまちづくり（０次予防の推進）

立川市の地域包括ケアシステムの理念である「認知症になっても、要介護状態になっても、もう少し長生きがしたい、そして最期は『立川市で良かった』と思ってもらえるようなまちづくりを推進するために、さまざまなことに自らが備えることができるよう体制整備を図ります。

～　０次予防（ゼロ次予防）について　～

介護予防を効果的に推進するためには、本人の自発性に基づく取組が重要であるため、一次予防から三次予防において、本人への働きかけは介護予防の基本です。しかし、本人の自発性は、その人の生活環境からも影響を受ける場合があり、地域環境の改善や社会環境の整備・改善によって、本人が動機づけられる場合もあります。こうした一次予防から三次予防、「もうひとつの予防」の前提となるような社会や地域の環境改善を、「０次予防（ゼロ次予防）」として位置づけ、取組を推進します。

令和 22（2040）年に向けて地域包括ケアシステムで取り組むべき予防の方向

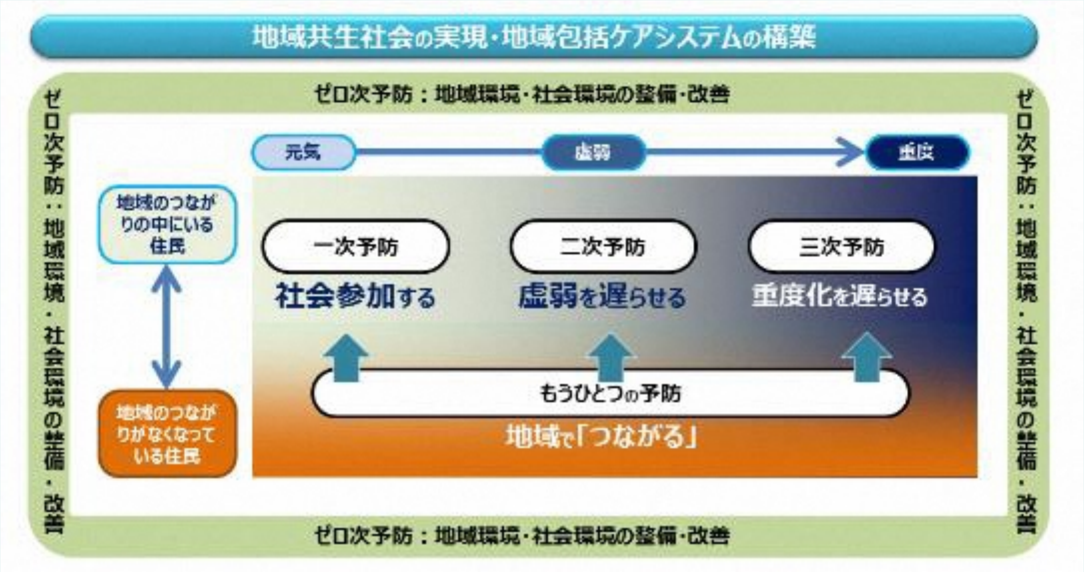

資料：三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング「<地域包括ケア研究会>－2040 年に向けた挑戦－」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成 28 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2017 年

基本目標２　認知症になっても、そうでない人も、ともに暮らせるまちづくり
（ゆるやかなつながりづくり）

日常生活上のちょっとした相談が、地域の中で気軽にでき、市民同士が互いにゆるやかなつながりを持ち続けながら、安心して暮らすことができることを目標とします。

地域活動の推進のために、認知症をはじめ、多様な障害特性、介護について、あらゆる世代の学べる機会を作っていきます。

基本目標３　相談からサービスにつながるまちづくり
（相談体制の充実、生活支援サービス、一般施策、介護サービスの利用）

介護相談や生活支援相談など専門的な相談を、必要な時に身近な地域で行うことができるよう、相談窓口の周知・啓発・充実を図り、必要に応じて、意思決定支援を行いながら、本人・家族、関係機関とともに支援していきます。

また、介護が必要となった場合に、自立支援・重度化防止の理念を持ち、個人の尊厳を保持し、すみやかに必要なサービス利用ができ、充実した日常生活を送ることができること、フレイル予防（栄養・運動・社会参加）、自立支援・介護予防の理念のもと、日常生活圏域の特性に応じたまちづくりを推進します。

さらに、高齢者を介護するすべてのケアラー支援にも取り組んでいきます。

これらの取組の推進を図るため、地域包括支援センターの機能強化体制の充実と包括的支援体制の構築を図ります。

基本目標４　より良い介護サービスが受けられるまちづくり
（持続可能な介護保険事業の運営）

負担と給付のバランスを考慮し、介護サービス従事者等、介護・福祉人材の確保・育成・定着について、介護保険事業者と協働で取り組み、持続可能な安定した介護保険事業を目指します。

また、介護が必要となった場合の相談窓口の充実や介護保険制度の普及・啓発を行い、市民が安心して住み慣れた地域で生活が継続できるよう仕組みづくりを行っていきます。

第４節　施策体系

施策体系

基本目標１ 自らの人生設計を全うできるまちづくり（０次予防の推進）	１．介護予防事業の推進	◎（１）０次予防の推進
		（２）一般介護予防事業*の推進
		（３）健康づくり活動の支援
		◎（４）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
		◎（５）民間企業との連携による介護予防の推進
	２．生涯学習の推進	（６）市民交流大学の運営
		（７）「寿教室」の開催
		（８）生きがい活動の支援
		（９）スポーツの振興
	３．社会参加の拡充	（10）老人クラブ活動の支援
		（11）自治会活動の支援
		（12）ボランティア活動の支援
		（13）グループ旅行高齢者支援事業の実施
	４．就労につなげる仕組みづくりの推進	（14）シルバー人材センターの活動の推進
		（15）高齢者の就労支援
		（16）アクティブシニア就業支援事業の拡充
	５．安全のまちづくりの推進	（17）総合的な見守りシステム*の実施
		（18）青色防犯パトロール事業の実施
		（19）見守りメールによる情報提供の実施
		（20）ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進
	６．安全な交通環境の整備	（21）交通安全・交通事故防止に向けた取組
		（22）移動しやすい環境整備の推進
	７．防災・感染症対策の推進	（23）災害時の助け合いの仕組みづくり
		（24）家具転倒防止器具取り付け事業の実施
		（25）住宅用防災機器給付事業の実施
		（26）介護保険施設*等との協働による取組の推進
		（27）災害および感染症対策の体制整備
	８．住まいの環境整備	（28）高齢者住宅改修アドバイザー事業の実施
		（29）高齢者自立支援住宅改修の実施
	９．住まいの確保への支援	（30）たちかわ入居支援福祉制度*の実施
		（31）高齢者向け住宅への入居支援
		（32）サービス付き高齢者向け住宅*等との連携の推進
		（33）居住支援法人との連携体制の推進
	10．在宅医療と介護の連携の推進	（34）医療と介護資源の情報提供体制の構築
		（35）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備
		（36）在宅医療・介護連携に関する相談支援
		◎（37）在宅医療と介護連携に関する普及啓発
		◎（38）夜間緊急時対応等の 24 時間診療体制の構築

※ ◎は新規

基本目標２ 認知症になっても、そうでない人も、ともに暮らせるまちづくり（ゆるやかなつながりづくり）	１．認知症予防の推進	（39）認知症の予防や早期発見への取組
	２．認知症の人との共生	（40）認知症への理解を深めるための取組
		（41）認知症の人やその家族への支援
		（42）認知症支援のための関係機関との連携
		◎（43）地域で支える認知症への取り組み
	３．地域での支え合い活動の充実	（44）地域支え合いネットワーク事業の実施
		（45）支え合いサロン活動*の促進
		（46）地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター*兼務）による地域づくりの推進
		（47）福祉教育（心のバリアフリー）の推進
		（48）地域福祉市民フォーラムの開催
		（49）民生委員・児童委員の活動支援
	４．生活支援体制の整備	（50）地域福祉アンテナショップの設置
		（51）高齢者の通いの場づくり等の活動支援
基本目標３ 相談からサービスにつながるまちづくり（相談体制の充実、生活支援サービス、一般施策、介護サービスの利用）	１．相談支援体制の充実	（52）地域包括支援センター等での総合相談支援
		（53）地域包括支援ネットワーク体制の充実
		（54）地域包括支援センター運営の検証および充実
		（55）総合的な相談支援の実施
		（56）地域包括支援センター機能の強化体制の整備
	２．権利擁護の推進	（57）権利擁護支援ネットワーク体制の充実
		（58）生活支援ショートステイ事業
		（59）日常生活自立支援事業の推進
		（60）成年後見制度の普及と推進
		◎（61）新たな権利擁護支援の仕組みへの取組
		（62）消費生活相談の実施
	３．生活支援サービスの実施	（63）介護予防・生活支援サービス事業*の実施
		（64）配食サービス事業の実施
		（65）救急通報システム事業の実施
		（66）ごみ出し支援事業（戸別収集）の実施
		◎（67）ごみ出しサポートシール事業の実施
		（68）自立支援日常生活用具給付事業の実施
		（69）おむつ給付助成事業の実施
		◎（70）補聴器購入費助成事業の実施
基本目標４ より良い介護サービスが受けられるまちづくり（持続可能な介護保険事業運営）	１．介護サービス基盤の整備	（71）地域密着型サービス（居住系サービス*除く）の整備
		（72）施設・居住系サービスの整備
	２．介護人材の確保・育成・定着と、介護現場の生産性向上への支援	（73）介護人材の確保・育成・定着の支援
		（74）介護支援専門員等への研修の実施
	３．サービスの質の確保と給付の適正化	（75）事業者に対する検査・運営指導
		（76）福祉サービス第三者評価の普及・促進
		（77）事業者連絡会等の開催
		（78）介護給付の適正化
	４．医療・介護情報基盤の整備等ＤＸの推進	◎（79）医療・介護情報基盤の整備等ＤＸの推進
	５．養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止	◎（80）養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止
	６．広報活動の推進	（81）サービスのしおり、情報誌および広報特集号の発行
		（82）ホームページ等による情報の提供

※◎は新規